

第 7 期 第 5 回練馬区環境審議会

日時 : 令和 2 年 2 月 27 日 (木) 午前 9 時 30 分～11 時

会場 : 区役所本庁舎 7 階防災センター

出席者 :

委員 (五十音順) :

阿部委員、井口委員、石神委員、伊東委員、岩橋委員、小口委員、高崎委員、
高橋委員、梨元委員、服部委員、宮本委員、藪本委員、横倉委員、若林委員

区側 : 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長

○事務局 本日は、14名の委員にご出席をいただいておりますので、環境審議会は成立しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま事務局から出席状況についてご報告があったとおり、定足数に達しているということで、第 7 期第 5 回の審議会を始めさせていただきます。

それでは、審議・報告事項に先立ち、事務局から確認事項等があればお願ひします。

○事務局 本日は委員のご紹介がございました。

○環境課長 ご紹介をさせていただきます。

(委員の紹介)

(委員から挨拶)

○事務局 どうもありがとうございました。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りした資料は次第、10月30日開催の第 3 回審議会の会議録(案)、11月22日開催の第 4 回審議会の会議録(案)、資料 1 「練馬区環境基本計画2020案(案)について」、資料 2 「練馬区環境基本計画2020(素案)に寄せられた意見と区の考え方」、資料 3 「練馬区環境基本計画2020(案)案」、資料 4 「『西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業』に係る環境影響評価書案の縦覧および閲覧等について」、および別紙 1 部となります。

それから、当日配付資料としてお机に置かせていただきましたものが二点ございます。一点目が「練馬区の資源・ごみ分別アプリ」というカラー刷りのチラシ、二点目が「西武新宿線説明会延期のお知らせ」という白黒のチラシとなります。

ここで、お詫びがございます。10月30日開催の第 3 回会議録(案)で、1か所、委員のお名前を削除し忘れたところがございます。大変失礼いたしました。

事務局からの報告は以上です。

○会長 それではまず、前回および前々回の会議録につきまして確認をしたいと思ひます。事務局から願ひいたします。

○事務局 皆様にご確認をいただきました10月30日開催の第 3 回会議録(案)につきましては、修正のご指摘はございませんでした。

11月22日開催の第 4 回会議録(案)につきましては、修正のご指摘のあった箇所 2 点に

ついて、会議録に反映いたしました。改めてご確認をお願いいたします。

○会長 いかがでしょうか。

先ほど一部お名前が出ているところを修正して、会議録につきましてはご承認を得たということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは次第に従って進めさせていただきます。本日は審議事項1点、報告事項が1点ということでございます。

まず、審議事項「練馬区環境基本計画の改定について」について、ご説明をお願いいたします。

○環境課長 それでは、環境基本計画の改定につきまして資料1と2にてご説明をさせていただきます。

(環境課長が資料1・2の説明)

○会長 ご説明ありがとうございました。それでは今伺いました素案に対するパブリックコメントの結果と、それに対する区の見解について、何かご意見やご質問がありましたらお願いします。

○委員 二点あります。まず一点目、パブリックコメントの周知方法についてです。練馬区報とホームページに掲載ということですが、意見の概要または全文を載せるのでしょうか。それとも表紙の部分だけを載せるのでしょうか。

二点目は、意見の件数についてです。件数としては39件あるのですが、人数ということ、4名の個人と2つの団体からということで、ちょっと少ないように感じます。確か、団体に対しては、区から資料を送って「意見を出してください」と依頼するのだと思うのですが。別の件で、私にも資料が送られて来たような記憶があります。見方によっては内容が充実している完璧なので意見がない、という場合はこれでいいと思うのですが、過去と比べて、あるいは、環境部で最近実施したパブリックコメントと比べて多いのか少ないのかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○環境課長 一点目、パブリックコメントの周知方法については、練馬区報とホームページで実施のお知らせを掲載しました。

区報では、1ページの紙面に環境基本計画を含めて8つの計画に対するパブリックコメント募集記事を掲載しました。紙面が限られている関係上、掲載内容はタイトルと概略としています。

ホームページでは、計画の概略に加え、素案そのものも掲載してご意見を募りました。

区役所1階の区民情報ひろばや図書館、区民事務所では素案の冊子を配置して、ご意見をいただける状況を整備しました。

なお、環境基本計画以外の7計画も、同様の方法でご意見を募集しています。

続いて二点目、ご意見の件数についてです。

4名、2団体から39件のご意見をいただいております。

平成29年の環境基本計画2011後期計画策定時には、6名の方から10件のご意見をいただきましたので、今回の提出者数は前回並み、件数はだいぶ多く頂戴したという状況です。

○会長 よろしいですか。

それでは、今のお話を踏まえて、環境基本計画2020（案）についてご議論いただきたいと思います。まず資料に基づいてご説明をお願いいたします。

○環境課長 それでは、引き続きご説明を申し上げます。

（環境課長が資料1・資料3の説明）

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、環境基本計画2020案（案）について、全体的に改めてご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○委員

「つながるカレッジねりま」についてお聞きします。環境分野として開設される「エコアドバイザーコース」と「リサイクルボランティアコース」はそれぞれ定員20名となっていますが、現在の募集状況などを教えてください。

また、この「つながるカレッジねりま」はこの計画のあちこちに出てきます。これはどのような意味があるのかを教えてください。

○環境課長 まず、募集状況についてご説明します。募集期間は2月末までで、現在も受付中です。そのため、最終的な応募人数についてはまだお答えできませんが、既に定員を超えたお申込みをいただいている講座もあれば、まだ少し余裕のある講座もあります。

次に、計画に「つながるカレッジねりま」の記載が複数あることについてご説明します。環境基本計画を構成する4つの分野それぞれに、この「つながるカレッジねりま」による人材育成の仕組みを盛り込んでいます。そのため、第5章の4分野それぞれに「つながるカレッジねりま」の記載があるという形になっています。特に、「地域環境」16ページの②「地域活動を担う人材の育成」のところでは、すべての分野の「つながるカレッジねりま」について総合的にまとめる形での記載をしているため、同じような説明が何度もあるような印象になっていますが、主旨は今申し上げたようなことでございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい、わかりました。

次に、17ページの「コラム」の4段落目「『ねりまエコプラン』の取組の一つである「練馬区環境管理実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量等の削減を進めています。」についてお聞きします。「平成30年度は、平成21年度と比較して、温室効果ガス排出量は削減、それから電気使用量は削減、廃棄物排出量は削減しました。」と書かれています。

私は、自分なりにこれらの記録をとっているのですが、現実的には増えている結果となってしまっているのです。どうして増えたのかというと、2011年3月11日の東日本大震災がきっかけです。その後、原子力発電所の停止により、電力のCO₂排出係数は上昇しており、エネルギー消費量が減少してもCO₂排出量の減少にはつながらず、むしろ増えてきているのですが、このコラムでは削減になっているという。これはどういうことでしょうか。

○環境課長 区的环境管理実施計画に基づく取組として、環境に配慮した電力の調達や、省エネルギー・再生可能エネルギー設備や機器の導入などさまざまに工夫してCO₂排出量削減に努めています。

それ以外の取組も含めて、電力使用量は、平成21年度と比較して削減ということを、この環境管理実行計画の中で定めており、この10年間の削減結果を載せています。

○会長 実際にデータでとられているようですから、間違いはないと思います。特にここで見ると電気の需用量がかなり減っているから、仮にご指摘の排出係数が悪くなったとしても、それを上回る削減効果が上げられたという結果かと思います。いずれにしても数字でこういう形で出ているということによろしいですか。

ほかにかがででしょうか。どうぞ。

○委員 パブリックコメント20番、21番のごみの収集方法等についてです。この意見はやや無理があるというふうに思ったのですが、我々、練馬に住んでいる者としては、日ごろから分別収集のために、大変面倒ではあるけれども、火曜・金曜が可燃で木曜が容器包装プラスチックなど資源回収、というように、きちんと決められた日に分別して出しているところです。ところで、13ページの方針3②に、「資源・ごみ収集運搬と適正処理・処分」とあります。先ほど申し上げたように、我々は日々一生懸命分別をしているのですが、ところで、「週2回可燃ごみ収集、週1回資源回収」というやり方は、それぞれの地域の実情に合っているのでしょうか。例えば住宅地は生ごみが多いとか、地域ごとの特徴があると思うのですが、地域ごとの発生量に見合った効率のいい収集運搬ができていますのかなと疑問に思いました。

そこでお聞きしたいのが、13ページの方針3②の「効率的かつ安定した資源・ごみ収集運搬体制の構築をめざし、委託化を進めます。」の意味するところについてです。各地域によって異なるごみの発生量をきちんとデータ解析して、効率のいい収集運搬体制を構築するということは、「委託化を進めます」の話とは別だと思うのですが。

この文章の「効率的かつ安定した資源・ごみ収集運搬体制の構築をめざし、委託化を進めます。」は、誰がその構築を目指しているのでしょうか。委託化を進めれば効率化できるのででしょうか。

ごみの収集運搬は、自治体の業務として義務づけられています。自治体が運営して実際の作業は業務委託するというやり方でどこもやっているわけですが、この文章は、何だかおかしいなと思いました。

効率化を進めるのは練馬区なので、委託業者に「効率よく収集運搬するように」と言う、このニュアンスがちょっと理解できません。

○会長 論点が私にもわからないので、具体的に説明していただければと思います。

○清掃リサイクル課長 この文章で書いているのは、区が効率的かつ安定した収集運搬体制を作りますということです。

業務委託をしても、事業主体は区ですので、委託事業者に効率化をしろということではありません。委託しても収集の責任は区にありますので、委託事業を区としてきちんと運営・管理をしながら進めていきます。

区の直営で担うべき部分と、委託事業者、民間の力を借りて行う部分があるということ、これは区全体の事務事業の方針です。区が責任を持ったうえで委託事業者の力を借りて収

集運搬を行っていく、という趣旨での文章でございます。

一方、委員がおっしゃる効率的ということは、多分私どもがここで書いた効率とは別の意味だと理解しております。

区内には今、3万か所を超える集積所がございます。地域によって発生量や状況が違うということは私どもも理解しております。しかし、「〇〇町の可燃ごみ収集は週3回、△△町の可燃ごみ収集は週2回」、というように地域ごとに収集回数を変えることは、これだけ広い練馬区の中では難しいと思っております。

例えば、集積所でごみがあふれる状態になる。そのような場合には、集積所を増やして分散させる、という方策で細やかな対応をしております。

その集積所を使っている世帯からの排出量と集積所の単位が見合っていないのだろうということであれば、ご相談をいただければと思います。

何よりも重要なのは、できる限りのごみ減量です。ご不便、ご面倒をおかけしますが、資源とごみを分けていただき、資源になるものは資源に出していただく、そういうご協力を皆さまからいただきながら、区としても、必要があれば集積所を分散していきます。生活環境の保全の面からも、集積所利用の利便性の面からも、この文中の「効率的」にはいろいろな意味があるということをご意見として承りました。以上でございます。

○会長 そういうことでもっともだと思いましたが、今のご説明についていかがでしょう。

○委員 私のイメージでは、分別したごみについて、「この地域はこの種類のごみがこれくらい出る。だから可燃ごみ収集は週3回にする。」というように、IT技術によって効率よく地域ごとの割り振りをする、というものでした。

私の理解不足だった点は、集めたごみをどこで焼却するか、ということです。焼却炉のキャパシティなどもあるだろうということは理解していたのですが。

話を地域ごとの収集回数の割り振りに戻します。収集したごみや資源の1年分の地域別発生量を計ってデータ解析してみると、例えば「あちらの収集回数は増やすようになるが、こちらの収集回数は減らせる」というように、物議を醸すかもしれないが、最も効率よい収集体制を組むためのアクションが起こせるのではないかと思います。区としてそのような検討をするお考えはあるかどうかお聞きしたかったのです。

○清掃リサイクル課長 地域別発生量のデータは、小型プレス車という清掃車両で収集したごみや資源を清掃工場または資源化施設に持ち込む際に計量を行うことによって把握しています。

その上で、平均的なところとして、可燃ごみについては週2回の収集としています。

容器包装プラスチックについては、発生量が非常に増えていることから、回収を週2回にできないかというご意見をいただきます。しかし、回収回数を増やすということは作業員と清掃車両の出動回数も増やすこととなります。可燃ごみとは異なり腐敗しにくいという性質と、地域別発生量の統計から平均をとったうえでの最大公約数としての回収回数という2つの側面から、週1回という体制を敷いているところです。

○会長 ごみ問題は、始めの出し方から最後の清掃工場での処分までにいくつものプロセスがあり、プロセスごとに工夫しなければいけない点がある。そういうことがどこまで詰めて議論されているのかというのは気になるところです。

それはそれとして、区は、ごみや容器包装プラスチックの発生量と収集作業量の全体的

なバランスを考えているということなので、地域のごみの出し方によって収集回数を調整してはどうかという案は、現状ではリーズナブルとは言えないのではと思いました。

今後も引き続き収集運搬体制の効率化に資するよう、委員のご指摘にあったような点も含めて、適切な運営方法を追求していく姿勢を示した説明だと捉えました。

○委員 今の議論を聞いていて、13ページのこの文章は、区政や環境に関心のある区民の皆さんに理解しやすい文章にすべきだと思います。この文章で「委託化を進めます。」と書かれていますが、私は既に委託されているものだと思っていました。現時点では100%委託されているわけではないのですか。

○清掃リサイクル課長 はい。

○委員 今現在では何%ぐらいの委託率なのですか。そしてそれをほぼ100%に近づけようという意味なのでしょうか。

○清掃リサイクル課長 可燃ごみについては、区の職員も収集作業を行っています。

可燃ごみの収集については、平成27年度から委託に着手し、順次、委託化を進めています。そのためこのような書き方になっています。

可燃ごみおよび不燃ごみについてはそのような状況です。

一方、容器包装プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル等の資源については、委託での回収を行っています。

○委員 委託率は100%ですか。

○清掃リサイクル課長 はい。

○会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 ごみの問題で、現在一番悩ましいのは、外国人住民です。練馬区の人口は増え続けていて全74万人、そのうち2万人ほどが外国人になっています。

もともとの習慣の違いから、分別という考え方が基本的にない。今後も外国人住民が増えていくことは間違いのないと思いますが、どうお考えですか。

○清掃リサイクル課長 おっしゃるとおり、地域からは、外国人住民に排出ルールを理解していただけておらず、決まった日に出してもらえないというご相談をよく受けます。

外国人住民の施策担当部署とも協力して、さまざまな言語でのごみの出し方チラシを今までも個別に配付させていただいています。チラシ配付だけでなく、外国人住民向けのいろいろな講座にも清掃事務所の職員がお邪魔して、分別のルールをご説明したりしてまいりました。ですが、それだけではまだ足りないと思っております。

そういう中で、本日は机上配付資料としてカラー刷りのチラシ「練馬区資源・ごみ分別アプリ」をお配りさせていただきました。このアプリは日本語版とあわせて外国語版も用意しています。このチラシとアプリは、外国語版も英語・中国語・韓国語と3言語用意していますので、転入届の手続きの際にお渡しして、皆さんに活用していただき、ルール周知を進めていきたいと考えております。

アプリの運用開始が3月2日からということ、区報3月1日号で特集を組んでお知らせをいたします。皆様にもぜひアプリをダウンロードしていただければと思います。

その他にもごみについてのいろいろなお知らせも特集ということで載せていますので、そちらもぜひごらんください。

○会長 ほかに何かご意見、ご質問があればどうぞ。

○委員 まず一点目、13ページの方針2の施策①「区民・事業者が進める資源回収の促進」の集団回収の促進というものは、これまでも進めてきたと思いますし、これからも進めていけばいいのだと思います。プラスチックに関しては、中国の方で受け入れ拒否になって以降、リサイクルが大幅に滞っているということをご存じだと思いますが、古紙の方も、プラスチックの問題とは関係なく滞っているということをご存じでしょうか。古紙は以前は中国に、資源としてたくさん輸出されていたのですけれども、それが今は滞っていると言うことで、古紙リサイクルの集団回収の現状がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。多分これには区から補助金を出していますよね。これが一点目です。

二点目は、12ページの方針1の施策①「プラスチック使用の削減」です。前回の審議会のときの素案の案には、この「練馬区役所のプラスチック削減指針」というものがまだ書かれていなくて、これは今回新たに加わった項目だと思います。

非常に中身もいいことだなと思うのですが、気になることもあります。ペットボトルもリサイクルには非常に苦慮している、国内循環が非常に難しくなっている状態の現在、リサイクル事業者が倒産したりもしています。

この会議で以前にはたくさん使っていたのかどうかも気になりますし、ペットボトルでなければ、缶、あるいは紙製容器に移行するだけだとあまり意味がないのかなと思いました。

それから、区役所内の削減であれば、削減量はかなり数値化もできるので、指針は非常に結構だと思います。この指針ができてから、プラスチック、特に使い捨てプラスチックが実際どれくらい減ったかどうかというのをきちんと把握していただきたいと思いますが、どのようにお考えかをお聞きします。

○清掃リサイクル課長 まず一点目、集団回収について申し上げます。

一昨年以来の中国のプラスチックの輸入規制は大変な話題となりました。それに加えて、昨年あたりから、古紙についても、良質でない古紙がたくさん持ち込まれているということで、輸入規制を行うという状況が起こってきました。

このような状況から、区も、昨年から古紙の状況もプラスチックと併せて様子を見てきました。

昨年はまだ、もう少し静観しようという状況だったのですが、年が明けてから、国内での市場もかなり厳しくなってきました。ご存じのとおり、リサイクルするためにはまず買い取りをし、それを次の資源にするという循環になります。そうすることによって、リサイクル事業者は利潤を得られるようになりますが、この最初の買い取り価格が1年前の半分近くになるようなものも出てきてしまったという現状がございます。

古紙は種別、新聞紙、雑誌、段ボールによって、買い取り価格がキロあたり幾らと決まっています。購読者数が減って量も減ってきた新聞に代わって量が増えてきた段ボールの買い取り値が1年前と比べて半分近くになってしまったというところで、区内の古紙事業者にも買い取ってもらえないという状況が出てきて、集団回収に取り組んでいる町会にいろいろなお話を聞いていっているというお話が、年が明けてから、日を迫うごとに、多く寄せられるようになってまいりました。

ここで集団回収の仕組みをご説明します。練馬区では昭和49年から先駆的に集団回収の

取組をしています。町会が集めた資源に1kg当たりいくら、という仕組みで報奨金をお渡ししています。平成初期からは1kg当たり6円の単価で長らくやってきたところです。

行政回収の場合は、区が事業者に委託をして、収集運搬に係る経費を委託料として支払い、集団回収の場合は町会が回収して区に引き渡してくださることに対しての報奨金を支払います。

そして平成29年からは、区内の事業者を使っていたかと報奨金を1割増して支払うという仕組みを取り入れています。

このようにして、区内の事業者は町会から古紙を回収して、それを売ることによって収入を得るという仕組みで、集団回収というものは成り立ってきました。

ところがその売方が、売り値が出なくなったということで、今、町会にいろいろなご相談が入っている。そういう状況を受けて、区としても、今までと違う手だてを打たなくてはならないということで、全体の状況を情報収集しながら、今検討しているところです。今、申し上げられるのはこの段階までございます。

続いて二点目の方は、詳細は環境課長からお話しさせていただきますが、一言だけ、ペットボトルについて申し上げます。

区が回収したペットボトルはきちんとリサイクルされ、マテリアルとして生まれ変わっています。このルートは、私たちとしては確保しております。

先ほども、委託に当たっては、区が責任を持つと申し上げました。中間処理、最終処分に至るまで区の責任になっているということです。

皆さまから集めたペットボトルについては、責任を持って私どもが最後まで管理してきちんとリサイクルしている状態にあります。

○環境課長 続きまして、二点目のプラスチック削減指針に関するお尋ねにお答えいたします。

先ほどの主な変更点のところでもご説明しましたが、昨年の12月に練馬区役所におけるプラスチック削減指針を策定いたしました。

その中の取り組みの一つとして、先ほどお話のあった区主催の会議における飲料提供では、使い捨てのペットボトルやプラスチック製コップを原則として廃止するということを決めました。

先ほどの説明の中では実施日については触れませんでした。指針の適用日は令和2年4月からということでこれから始めていくところですが、プラスチックごみの情勢を踏まえ、できる限り前倒しで実施してほしいという要請をしています。

指針を定めるに当たり、会議での飲料提供状況を庁内で調査しました。昨年の暮れの段階で、100を超える会議で飲料提供がされております。そのうち、ほぼ8割から9割ぐらいが、やはりペットボトルだという実態がわかりました。

これをまずはペットボトル以外のものに切り替えるところから始めて、その先は、機が熟せばマイボトルも含めた取り組みへも進化していければと考えております。容器の問題、お持ちいただくルールの問題、周知浸透の方法も含めてこれからということになりますので、まずは見えるところでのペットボトル削減から取り組みを始めて、その先の取り組みも実施していければと考えているところです。

ペットボトルが減ったかどうかについては、進捗の状況も含めて今後調査を行うことを

考えております。また、会議とは離れますが、区の職員にペットボトルをできる限り使わないようにしてほしいということも指針の中で明示したところです。

庁舎で排出するごみの区分の一つに、ペットボトルがあります。これは職員が庁外で買って持ち込んだペットボトル飲料のごみということになります。庁内自販機で売っているペットボトル飲料のごみは、ペットボトル飲料を販売した事業者が回収することになっていきますので、庁内のごみとしてのカウントには含まれません。そのため、そちらの量の把握は難しいのですが、職員が庁外から持ち込んで排出したペットボトルごみ量は把握できるので、その推移をつかんで行きたいと考えております。

○会長 ご説明ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 100の会議というのは、それは職員の会議ということですか。

○環境課長 外部の方も交えた会議以外で飲料を出すことはありません。職員だけの会議で飲料を出すということは絶対になく、あくまでも外部の方、区民の方も交えた会議ではペットボトル飲料を提供する会議もあるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員 前にも言ったことがあると思うのですが、国の会議は、大分前からそういうものは出ていないのですよね。私は環境系の会議しか傍聴していないからかもしれないけれども。

そういう細かい話はこれからやるということで全然構わないのですが、前回会議で質問した、庁内自販機の廃止はできるかどうかということについては、災害に対応する役割があるため廃止することはできないということでした。私としては全面的に納得しているわけではありませんが、仕方ないかなという気持ちはあります。しかし、この指針を出したからには、職員は少なくともマイバッグ・マイボトルの持参はしてもらいたいと思いますが、この指針にはその意はもちろん含んでいるのですよね。外で買ったペットボトルを持ち込むとおっしゃっていましたが。

○環境課長 まず、会議での飲料提供については、提供する会議が100程度あるということですが、出していない会議も当然ございます。全ての会議でお茶を出しているわけではありません。

出している会議の中では、8割から9割がペットボトル飲料だったということが、調査の結果わかったということであり、8割から9割の会議でお茶を出しているということではございません。

ペットボトル削減の取り組みは、まずは会議での提供から進めていきたいというのは先ほどお話ししたとおりでございます。

庁内自販機の持つ災害対応の役割というお話しがございましたので補足いたしますと、水については基本的にペットボトルの商品しかないというのが現状です。このため、水の災害用備蓄はペットボトル以外ではできない状況です。

今後、商品が変わってきたときにどうしていくか、自販機については検討の余地があると考えています。庁内では複数の自販機業者と契約していますので、それぞれの契約の切替のタイミングでペットボトルの削減について相談し、実践できるところから進めて行きたいと考えています。

職員に対しては、マイバッグ、マイボトルの使用等により、使い捨てプラスチック製レ

ジ袋や、ストロー等の受け取りを辞退するような率先行動の促進を徹底するよう、指針の中で定めています。

マイボトルの使用も促進することから、ペットボトル飲料の購入はできる限り控えていく方向になると考えています。

○会長 ほかにいかがですか。

○委員 まず一点目は質問で、3ページ目の森林環境譲与税についてです。

地方財源を安定的に確保する観点と書いてあるのですが、これは練馬区にとってどういう影響があるのか、この税の納税義務者は誰なのか、どのような税なのかということです。

二点目は提案で、8ページの施策③にある「みどりのカーテンづくり」についてです。何年か前にお願ひしたこともあるのですが、これは実質的には一戸建ての生け垣等を対象にしたものですよね。マンションでみどりのカーテンをつくる時には、実質ほぼ使えないと私は理解しているのですが、マンションの居住者がこれだけ多くなってきている中で、みどりのカーテンを増やしたいということであれば、マンション居住者にも補助をしますという制度はつくれないものでしょうか。今後の見通しを教えてください。

○みどり推進課長 まず一点目、森林環境譲与税の概要です。徴収開始は令和6年度からで、国税「森林環境税」として個人住民税均等割りと一緒に一人年額1,000円が課税・徴収されます。国が全額吸い上げたあと、各自治体の私有林人工林面積、林業就業者数、人口などの指標によって譲与割合が算出され、譲与される額が決定されます。

練馬区にとっての影響という点で言いますと、もちろん練馬区にも譲与されてきます。

譲与はされますが、人口に占める林業就業者数や林の面積などから考えると、練馬区民の、納税義務者数×1,000円で国に徴収される額よりも、譲与される額の方が少なくなるというのは、それはもう間違いない状況になっています。

最終的な譲与額は、令和2年度税制大綱でも配分比率の見直しがされているような状況もあり、最終的にどれぐらい戻ってくるかということは、今後当分見守っていく状況になっています。

二点目、みどりのカーテン等のマンション等への補助については、今ご指摘いただいたとおり、確かに今は戸建ての方が取り組みやすい状況かと思えます。

区役所の庁舎でも、区が率先してやるという意味で取り組みをしていますが、やはりマンションのような大きな建物になると、それなりのコストがかかったり、ネットを張るための高所での作業を要するため、これからいろいろ研究しなければいけない課題はあろうかと思えます。

今日いただいたご意見も含めて、どういったことができるのか、今後考えていきたいと思えます。

○委員 緑被率の関係で、みどりのカーテンという議論は、実は今、練馬光が丘病院の新築工事に関して、喧々諤々やっているのです。徹底的に調べましたら、建物の北面と西面であれば、みどりのカーテンも何とか生きられるかな、というところですが、建物の南面と東面、要するに、太陽が当たるところはだめなのです。コンクリートの熱によって、どんな木を植えてもみどりのカーテンというところまで育たない。蔦のようなものでも途中で枯れてしまう。あるいは成長が止まってそれきりということで、みどりのカーテンというものは、本当に北面と西面のわずかしかな残らない難しいものであるという現実があると

いうことを、参考に申し上げておきます。

○会長 今のご指摘を伺うと、なるほどそうだなと思いますが、なかなかそういう実態を把握する機会も少ないでしょうから、区も今のお話を念頭において、実態や効果を確認されたほうがいいのではと思います。

ほかにいかがでしょうか。

これからこの方針を具体化していく上で参考になるようなご指摘も多々あったと思いますので、今日ご説明いただきました環境基本計画2020（案）について、ご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは承認とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、報告事項をお願いします。

○環境課長 それでは報告事項「『西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業』に係る環境影響評価書案の縦覧および閲覧等について」をご説明しますが、その前に、机上配付した「西武新宿線説明会延期のお知らせ」をごらんください。

この縦覧・閲覧には、同時期に説明会の開催が義務づけられております。この度の説明会は、延期のお知らせがございますとおおり、3月4日から7日を予定していました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、やむを得ず延期することとなりました。これにあわせて、都市計画案及び環境影響評価書案の縦覧についても延期となりました。皆様に資料一式をお送りした時点では、3月3日から4月1日まで縦覧および閲覧を実施する予定でしたが、この日程はひとまず延期になりましたという旨を、まづもってお話しさせていただきます。

あくまでも延期ですので、この計画書（案）そのものには恐らく変更はないと考えられますので、この評価書（案）については簡単にご説明をさせていただきます。

ただ、閲覧および縦覧の期間から、周知方法まで含めて、今回はこの日程では行いませんので、その点はお間違いのないようお願いいたします。

(環境課長が資料4の説明)

○会長 今お話があったように、要約の形でしか利用できないということですので、結論の部分は全て評価指標を満足するということになりますが、いずれにしても、今ご説明を伺った範囲で、何かご質問やご意見があればお願いいたします。いかがですか。どうぞ。

○委員 三点教えてください。

まず一点目、今回のアセスメントを条例で東京都が行うということですが、アセス法では事業に一番詳しい事業主体がアセスメントを行うことになっているので、条例でも事業に一番詳しい事業主体がやる。しかしながら、アセスメントどおりにいかないケースがあったりしている。その時、第三者による評価、いわゆるレビューによって、公平性、適切性、妥当性、そういうものを第三者に評価してもらうというプロセスがあるのですが、このケースはどこか第三者のレビューを受けたのでしょうか。

二点目は、5.1kmの事業延長についてです。第一種アセスの対象は10km以上、第二種アセスの対象は7.5km～10kmとされており、今回の5.1kmはいずれにも対象になっていないと思っていました。対象としてもらえることは全然問題ないのですが、一種なのか二種なのかどちらでしょうか。

三点目は、踏切解消数です。今回、高架することによって、19か所の路面交差がなくなる。踏切がなくなるということは、私はごく近くに住んでいるので大変ありがたいのですが、19か所には杉並区が一部入っているのでしょうか。今日の資料3「練馬区環境基本計画2020（案）」の5ページ目の「地域環境」の上から8行目に「生活道路への車両の流入を招いています」とあります。続いて「道路と鉄道が平面交差する踏切は練馬区に28か所ある」、とあるのですけれども、この28か所が、今回何か所になるのでしょうか。多分杉並区が何か所か入っていると思うので、19か所全部ではないと思うのです。これは15年後のことになりますけれども、教えてください。

○環境課長 まず一点目のアセスメントについては、今回、東京都の環境影響評価条例に基づく手続が進められているところでございます。

第三者の評価については、環境影響評価の手続に当たり、審議会に諮問をして答申を経た上で、これらの計画書、評価書（案）と、事後の手続も含めて進めていくということになっておりますので、そういう意味で第三者の目を経ているものと考えています。

二点目の、第一種事業か第二種事業かという対象区分については、本件は、東京都の環境影響評価条例に基づく手続で、鉄道の改良については長さ1km以上が基準となっておりますので、都条例に基づく環境アセスメントの手続ということになります。

三点目の踏切解消数については、19か所のうち練馬区内に係るのが12か所か13か所で、1つが区境にあります。手元の資料で今はっきり確認することができず申し訳ありません。

先ほど委員からお話がありましたとおり、この事業区間5.1kmの区間には、杉並区、練馬区、西東京市、3自治体が存在しています。その中で19か所の踏切が除却されるという事業計画です。先ほど申し上げた12～13か所が解消されるとすれば、残り十数か所、まだ練馬区内には踏切が残るという形になりますが、それだけ減ってくるという計画になるものです。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

(質問等なし)

○会長 それでは、よろしければこの報告事項についてはお話を承ったということで、締めさせていただきます。

説明会などの延期による日程変更がございましたので、改めてこの件については皆様のご意見を伺うことになろうかと思っておりますが、本日はここまでとさせていただきます。

以上で、予定いたしました本日の議題を終わりますが、事務局から何か連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

○事務局 ただいま会長からお話のありましたように、アセスメントの関係で、4月に予

定しておりました次回の審議会につきましては、改めてご参加のお願いをさせていただきたいと思っておりますので、その折はどうぞよろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

○会長 それでは、以上をもちまして、第5回目の審議会を終了させていただきます。

議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。